

平成 29 年 11 月 10 日

報道関係者各位

一般社団法人日本仮想通貨事業者協会
東京都千代田区鍛冶町 1-10-6
BIZ SMART 神田 901 号
TEL：03-3502-3336
Mail：info@cryptocurrency-association.org

計画されたハードフォークおよび新コインへの対応指針の公表について
(お知らせ)

昨今、仮想通貨市場においては、ハードフォークⁱ（以下「HF」）とよばれる仮想通貨の移転を記録するブロックチェーンの分岐を試みる計画や HF とともに新たな仮想通貨（以下「新コイン」）を組成しようとする計画が公表され、そのうち一部の計画については実行されるに至り、実際にブロックチェーンが分岐し、新コインが登場するなどの事態が続いております。

このような状況に対し、当協会（一般社団法人 日本仮想通貨事業者協会／略号 JCBA）では、今後予想されるブロックチェーンが分岐するおそれのある計画された HF および HF により新たに組成される新コインに関し、仮想通貨の流通上の混乱を防ぎ、かつ、顧客資産の保護を図るため、本日付をもって、別紙の通知を会員に発信いたしましたのでお知らせいたします。

HF により新コインが組成されると、HF の基となる仮想通貨（以下「オリジナルコイン」）の移転記録作業を支えるマイナーと呼ばれる記録者の一部が新コインに移行し、オリジナルコインの移転記録機能が低下するなどの影響により、オリジナルコインの価値が下落する恐れがあります。

また、新コインを支えるプログラムに欠陥ⁱⁱがある場合や故意に不正なプログラムが組み入れられている場合には、新コインが価値を有せず、あるいは不適切なプログラムを介してオリジナルコインが奪われるなどの事態が生じる可能性もあります。

さらには、最近の HF による仮想通貨価格の上昇を見越して、実行性に欠ける HF 計画を公表することや、継続的に利用できる仕組みや環境が整っていない新コインを組成するなど HF が乱用される可能性もあります。

このような行為や現象は、その対応を求められる仮想通貨交換業者の業務コストⁱⁱⁱの上昇を引き起こすばかりではなく、顧客資産の安全管理や仮想通貨の資産価値そのものに深刻な影響を及ぼす可能性があることから、適切な仮想通貨としての条件を満たさぬ新コインについてはお客様に付与することなく、流通市場への参入を未然に防ぐ必要があります。

今回の自主規制につきましては、以上の観点から会員がその対応にあたり、あらかじめ基本的な方針を定めてお客様にお知らせするとともに、お客様への付与を行う場合の基本的な考え方および付与を行わなかった場合における新コインの取扱いについて基本事項を定めたものと考えております。

内容の詳細につきましては、別紙をご覧ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

一般社団法人日本仮想通貨事業者協会 事務局 小口・長田

連絡先：03-3502-3336

E-Mail：info@cryptocurrency-association.org

-
- ⁱ ブロックチェーンのプログラムを元々の流れには戻れぬように改変し、その流れを分岐させることおよびその現象を指します。
- ⁱⁱ 例えば、新コインはオリジナルコインの記録の複製によって組成されるため、新コインにオリジナルコインと識別するプログラムが組み込まれていない場合には、どちらのコインが移動したのか判別できずにブロックチェーンが機能なくなり、あるいは二重移動や保有者の知らぬ間に移動されて抜き取られる（いわゆるリプレイアタック）などの不正行為が発生する可能性が生じます。
- ⁱⁱⁱ 分岐後に新コインをお客様に付与するためには、分岐直前のブロックチェーン上の全保有記録を取得し、分岐前に移動がないことなどを分岐後の取引や入出金ごとに確認する作業などが必要となります。HFが乱発された場合には、これら業務に係るコストが上昇し、そのすべてに対応とした場合には仮想通貨交換業者が増加するコストに耐えることができずに業務継続が困難となる可能性があります。

JCBA 通知 2017111001

平成 29 年 11 月 10 日

会員各位

一般社団法人 日本仮想通貨事業者協会
会長 奥山泰全

計画されたハードフォークおよび新コインへの対応指針の作成・公表について

正会員の合意に基づき、ブロックチェーンが分岐するおそれのある計画されたハードフォーク（以下「HF」）および HF により新たに作られる仮想通貨（以下「新コイン」）への対応に関する当協会の自主規制として、以下の事項を定めるものとします。

会員は、以下の事項の趣旨を踏まえて、自社の対応方針を策定し、顧客に周知するとともに、その概要を一般に公表するものとします。

なお、上記の顧客への周知および一般公表の期限は、平成 29 年 12 月 31 日とします。

1. 計画された HF への対応について

- ① 会員は、HF の計画に関する情報収集に努めなければならない。
- ② 会員は、HF の発生時期、HF の内容、HF を計画する者の素性、HF の目的および期待する効果、HF により顧客に生ずるリスクなど、顧客が仮想通貨の利用を判断するために必要とする情報を、適宜、顧客に提供する。
- ③ 会員は、HF により顧客資産の保全および顧客との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合には、HF の発生に備えてあらかじめ業務を一時停止するなど顧客資産の保全および顧客との取引を確実に履行するために必要な措置を講じる。
- ④ 前項の措置を講ずる場合には、顧客に対して事前に十分に告知しなければならない。
- ⑤ 業務の一時停止の開始および停止した業務の再開について、速やかに顧客に伝達しなければならない。また、再開時期をあらかじめ定めずに業務を停止した場合には、業務の再開見込みについて、随時、顧客に情報を提供しなければならない。
- ⑥ HF の発生に伴い行った業務の一時停止期間中に生じた当該仮想通貨の価格変動による顧客の損失については、会員は一切の責任を負わない旨を約款その他顧客との契約書面において明示し、顧客にあらかじめ説明しなければならない。

2. 新コインの顧客への付与について

- ① 会員は、会員の判断により新コインを顧客に付与しないことがある旨および付与する場合にあっては新コインの流通上の安全性等を確認するために HF の直後には付与することができないことがある旨その他新コインの付与に関わる事項を約款その他顧客との契約書面に明示し、顧客にあらかじめ説明しなければならない。
- ② 会員は、新コインの付与を判断するための基準を設け、その概要についてあらかじめ公表しなければならない。
- ③ 会員は、顧客に新コインを付与する場合には、少なくとも以下の事項については十分に確認を行わなければならない。
 - イ. 新コインについて二重移転を防止する措置が講じられていること
 - ロ. 新コインに顧客の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと
 - ハ. 新コインの有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと
- ④ 会員は、HF によりブロックチェーンを支える機能が新コインに割譲されたことに伴い、HF の基となる仮想通貨（以下「オリジナルコイン」）の価値が新コインに移転したと認められる場合には、原則として、HF により組成された新コインを顧客に付与しなければならない。ただし、前号の確認事項を新コインが満たしていない場合その他新コインを顧客に付与することが適切でないと思われる場合を除く。
- ⑤ 会員は、前項の場合において、新コインの付与に代え、新コイン相当額の金銭を顧客に交付することができる。この場合、新コイン相当額を算出する基準を予め顧客に周知しなければならない。
- ⑥ 会員は、顧客に付与するためにあらかじめ取得する場合又は前項の措置を講ずる場合を除き、顧客の持ち分により生ずる新コインを会員が顧客に代わって自らが所有するものとして取得してはならない。
- ⑦ 会員は、現に会員の取り扱う仮想通貨について HF により新コインが組成され顧客の保有するオリジナルコインの価値に影響を与える可能性がある場合には、あらかじめ、当該 HF 計画の概要および HF により組成される新コインの内容、新コインの付与対応について、顧客に周知しなければならない。
- ⑧ 会員は、新コインの顧客への付与に伴い生ずる業務コストを、手数料として顧客に請求することができる。ただし、あらかじめ約款その他顧客との契約書面に明示し、顧客に周知しなければならない。また、その額は実際に付与を行った場合に限り生ずるコストを超えてはならない。

3. デリバティブ取引における新コインの権利調整について

- ① 仮想通貨のデリバティブ取引を取り扱う場合には、会員は、当該デリバティブ取引の原資産とする現物仮想通貨に係る取引又は当該デリバティブ取引にリンクした仮想通貨指標に係る現物仮想通貨に係る取引における新コインの付与対応に応じ

て建玉保有者間の公平性を保つように権利の調整を行わなければならない。

- ② 会員は、HF による新コインの組成ならびに付与に伴うデリバティブ取引の建玉の権利調整方法について、あらかじめ、約款その他顧客との契約書面に明示し、顧客にあらかじめ説明するものとする。
- ③ 会員は、現に会員の取り扱うデリバティブ取引に関連する仮想通貨について HF が生じ、新コインが組成される場合には、あらかじめ、当該 HF が生じた後の具体的な権利調整方法について、顧客に周知しなければならない。
- ④ 会員は、上記①の権利調整に伴い生ずる業務コストを、手数料として顧客に請求することができる。ただし、あらかじめ約款その他顧客との契約書面に明示し、顧客の同意を得て徴求するものとする。
- ⑤ 会員は、前項における手数料を、実際に権利調整を行った場合に限り生ずるコストを超えて顧客に請求してはならない。また、会員が保有するポジションにより生じた損失額を顧客に請求してはならない。

4. 対応方針の概要公表について

新コインの付与条件が HF 前の仮想通貨の価格に与える影響を鑑み、会員は、上記 1. ～ 3. に関する対応方針を策定し、その概要を一般に公表する。

5. 新コインの売買等の取扱い

- ① 会員は、取り扱う仮想通貨の HF によって生じた新コインを、仮想通貨交換業における取扱い仮想通貨とすること又は取扱い仮想通貨としないことができる。
- ② 会員は、オリジナルコインを保有していた顧客に新コインを付与した後でなければ、新コインを取扱い仮想通貨とすることができない。ただし、オリジナルコインを HF 時点では取り扱っていない場合および HF 後 10 年を経過した場合を除く。
- ③ 新コインを取扱い仮想通貨とする場合には、他の新たに取扱う仮想通貨と同様に、社内審査その他の手続きを行い、取扱いの決定を行わなければならない。
- ④ 会員は、顧客に新コインを付与した場合であっても、当該新コインを仮想通貨交換業上の取扱い仮想通貨としないことができる。

以上